

生徒指導のガイドラインについて

ぎふ国際高等学校

ぎふ国際高等学校（以下「本校」という）は、教育基本法に則り、学校教育法をはじめとする諸法令等に従って、「学校教育の目標・方針と重点」及び「生徒指導の重点」を掲げ、豊かな人間性と社会性の育成を目指して、全職員の共通理解・共通指導を基盤に教育活動を展開することを通し、地域や中学校から「信頼され、期待され、愛される」学校づくりを推進しています。

本校は、中学校や高校において、「不登校・相談室登校等の集団不適應」あるいは「何らかの発達の課題を抱えている」生徒が多数在籍し、学力や社会性が不十分なため、個に応じたきめ細かな指導を通し、個々の生徒の自己実現を支援していくことを指導の基本としています。特に、集団生活や社会的体験に関する経験不足から、規範意識や常識的な判断力の欠如といった弱さが見られ、そのことに起因する問題行動も発生しています。そこで本校では、第一に「集団生活を通じた社会性の育成」、第二に「本校の決まり・約束を遵守する規範意識の育成」を生徒指導の重点として取り組んでいます。その一環として、生徒指導上の対応に係る校内の「決まり・約束」及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確化し、問題行動の発生を未然に防止するとともに、問題行動に対しては「ゼロ・トレランス方式」による「段階的指導」を行うことを、生徒及び保護者に事前に周知徹底することとしました。

指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解を図った上で、粘り強く、かつ、毅然として指導を行います。

そこで、懲戒による特別指導（教育的指導）について本ガイドラインとして明文化しましたので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、本校では、安全で安心して学べる学校づくり、また、生徒・保護者・地域の皆様から、信頼され、愛される学校づくりを一層推進してまいります。

問題行動生徒に対する懲戒による特別指導について

- 1 特別指導について（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第1項）
 - 1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導
 - ①特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的とする。
 - ②特別指導は、指導期間中であっても欠席扱いとしない。
 - 2) 問題行動の事実関係の把握
 - ①生徒、保護者、関係者から十分に事情を聞き取る。
 - ②複数の職員による事情の聞き取りなどで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。
 - ③該当生徒には事実文を書いてもらい、会話だけでのあいまいな事実確認は避ける。

3) 生徒の基本的人権への配慮

- ①事情の聞き取り段階から、生徒の基本的人権に十分配慮する。
- ②特別指導期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。

4) 家庭との連携

- ①特別指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。
- ②反省の方法（学校での特別指導・家庭での特別指導）については、家庭事情等に配慮する。
- ③特別指導中は保護者との連絡を十分に取り合って指導を進める。

5) 校内の体制

- ①指導方針に一貫性をもたせ、職員的一致協力による指導を行う。
- ②指導計画については、生徒指導・教育相談・補導会議等で協議を尽くし、学校長の助言・指導・責任のもとに特別指導を実施する。
- ③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

2 特別指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、特別指導を実施する。特別指導には、厳重注意、訓告、家庭又は学校での停学等がある。なお、特別指導の申し渡しは、保護者にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する。

期間については過去の指導例等に基づき、おおむね1週間から2週間程度を目安とする。ただし、問題行動の内容によっては1週間より短い場合もある。また、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、および反省の状況等によっては、2週間から3週間程度の家庭又は学校での停学や自主退学勧告となる場合もありうる。

1) 刑法犯行為

以下の①から⑥の刑法犯行為の懲戒は、1週間から3週間程度の家庭又は学校での停学、自主退学勧告を目安とする。

- ①窃盗（万引き、車・單車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗）
- ②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫）
- ③強盗・強姦
- ④器物損壊
- ⑤いじめ（本校のいじめ防止基本方針による「重大事態」と判断される時）
- ⑥その他

2) 不良虞犯行為

以下の①から⑨の不良虞犯行為の懲戒は、厳重注意、訓告、3日から2週間程度の家庭又は学校での停学を目安とする。

- ①飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする）
- ②深夜徘徊、不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友
- ③怠学
- ④遅刻や無断欠席・無断早退
- ⑤家出
- ⑥いじめ（本校のいじめ防止基本方針による「嫌がらせ」・「威圧行為」等）

- ⑦無断アルバイト
- ⑧カンニング、試験での不正行為（本校の「教務規定ガイドライン」に違反したもの）
- ⑦不正乗車・定期券不正使用
- ⑧情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動）
- ⑨その他

3) 道路交通法違反等の特別法犯行為

以下の①から④の道路交通法違反等の特別法犯行為の懲戒は、1週間から3週間程度の家庭又は学校での停学、自主退学勧告を目安とする。

- ①無免許運転
- ②暴走行為、その他交通違反
- ③薬物乱用
- ④その他

4) その他

以下の①から④のその他の懲戒は、嚴重注意、訓告、3日から2週間程度の家庭又は学校での停学を目安とする。

- ①無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、「四ない運動」違反
- ②服装・頭髪等の規定違反（本校の「生徒便覧」生徒守則に違反したもの）
- ③授業規律違反、授業妨害（本校の「生徒便覧」生徒守則に違反したもの）
- ④その他の違反等（本校の「生徒便覧」生徒守則に違反したもの）

3 補則

- 1) この規定の改定は職員会議をもって決定し、学校長の承認で確定する。
- 2) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

【参 考】

○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則第26条

第1項

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第2項

懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

第3項

前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

第4項

第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。